

# 制度の拡充および見直しについて

令和元年度から以下のとおり、制度の拡充および見直しがされました。

## 小規模集落の支援のための加算措置

### 【内容】

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して共同活動を行う場合、新たに取り込んだ小規模集落の農用地面積に対して右の単価が農地維持支払交付金に加算されます。

(円/10a)

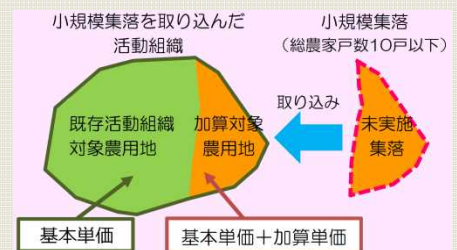
	加算単価
田	750
畑	450
草地	60

### 【小規模集落の条件】 ※共に満たす必要があります。

- ◇総農家戸数が10戸以下の集落
- ◇これまでにまるごとに取り組んだことがない集落

### 【ルール】

- ◇1集落あたりの加算上限額：20万円/年
- ◇活動組織あたりの合計加算上限額：40万円/年
- ◇加算期間：既存活動組織の活動期間の終了年度まで



## 資源向上支払（長寿命化）工事の規模の見直し

### 【内容】

注：工事1件の考え方は、【別紙】参照願います。

- ◇施設の長寿命化工事は原則、工事1件当たり200万円未満となります。
- ◇200万円を超える場合は、原則、他の国庫補助事業での実施となります。

### 【注意点】

- ◇交付金を積立して長寿命化工事を実施する場合も、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。
- ◇農地維持、資源向上（共同）の交付金を活用して長寿命化工事を実施する場合も、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。
- ◇工事の一部を直営施工（資材購入も含む）で実施する場合も、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。

### 【その他】

- ◇「長寿命化整備計画書」を作成し、市町の認定を受けた場合、上限を工事1件当たり400万円未満とすることができます。ただし、他の国庫補助事業※の採択要件に該当しない場合のみの適用となります。
- ※農地耕作条件改善事業など

(様式第1-4号) 平成○年○月○日

組織名: \_\_\_\_\_

### 長寿命化整備計画書

資源向上支払（長寿命化）において実施する対象工事は、原則、工事1件当たり200万円未満ですが、他事業への移行が困難（採択要件に合致しない等）なものである場合は、必要経費本方針により工事1件あたり400万円までの実施が可能となっています。これに該当する場合は、長寿命化整備計画書（下表）に記載し、提出してください。

※留意事項  
○1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として集え、1件ずつ記載してください。  
○既事業費の規模となる資料（種別別概算見積書）を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1										
2										

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

様式第1-4号「長寿命化整備計画書」



## 制度の拡充および見直しについて

令和元年度から以下のとおり、制度の拡充および見直しがされました。

### 交付金の持越について

注：市町によっては持越ができない場合があります。

【内容】 次の目的の場合に限り持越が可能となります。 ※機械・機具の購入は不可です。

- ・次年度当初（交付金の交付が行われるまで）の活動資金の確保
- ・資源向上活動（長寿命化）の実施に必要な資金の積立

【注意点】

- ◇目的を持って計画的に行うもので、余った交付金を次年度に送るものではありません。
- ◇資金計画の策定が必要です。
- ◇活動計画書に定められた活動を確実に実施することが前提です。

### 活動組織の広域化・体制強化

【内容】

広域化・体制強化にかかる交付金は、最長5年間（当該活動期間中）にわたって毎年度交付されます。

○広域化・体制強化にかかる支援単価（年・組織）

	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または50ha以上200ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	16万円	80万円

※上記面積は認定農用地面積です。

※期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更されます。

※これまでに広域化にかかる支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は、広域化・体制強化にかかる支援を受けられません。

### 交付対象となる農地

交付対象となる農地は、以下のとおりです。

【農地維持支払交付金】

原則として、農振農用地区域内の農用地ですが、次のような農振農用地区域外の農用地は含めることができます。

注：市町によっては、農振農用地区域外の農用地は対象にならない場合があります。

- ・農振農用地区域内の農用地と一体的に水路・農道などの施設の保安全管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の発揮に資すると認められる農用地

【資源向上支払交付金（共同）】

農振農用地区域内の農用地

【資源向上支払交付金（施設の長寿命化）】

農振農用地区域内の農用地

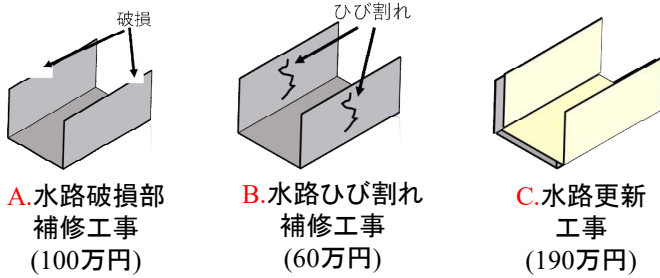
**注意**

**※長寿命化工事(1件)の考え方について、  
国の運用(考え方)が変更されました!**

■ 事業計画の認定

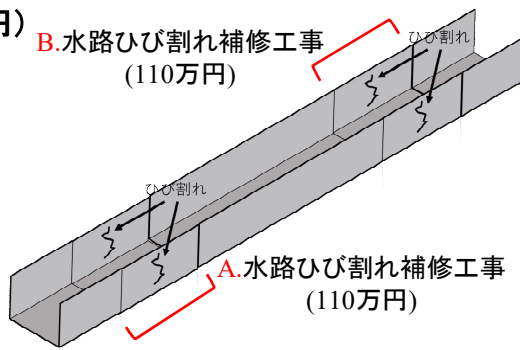
長寿命化にかかる工事1件の考え方(例)

**パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注(350万円)**



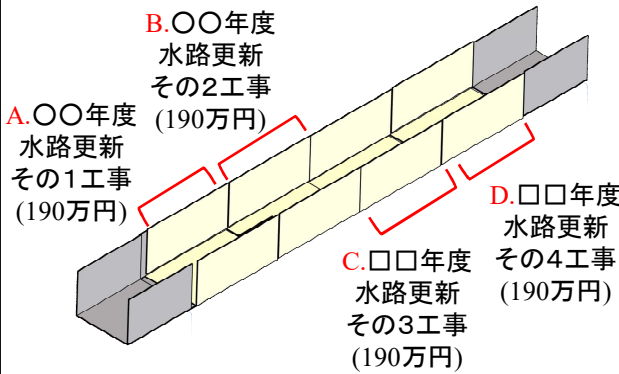
**【工事1件の考え方】**  
A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。  
A工事<200万円... ○  
B工事<200万円... ○  
C工事<200万円... ○

**パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括で発注(220万円)**



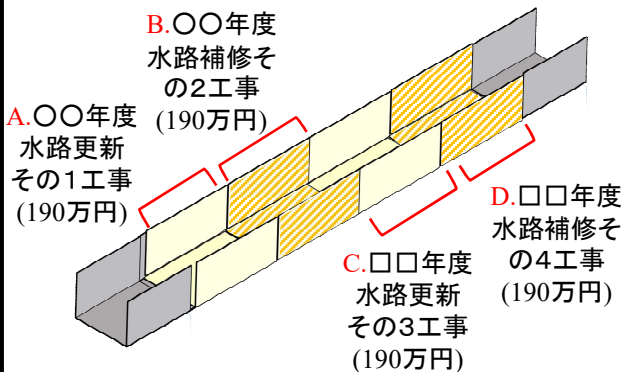
**【工事1件の考え方】**  
工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。  
A工事<200万円... ○  
B工事<200万円... ○

**パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度ごとに分割して発注(760万円)**



**【工事1件の考え方】**  
連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件(A+B+C+D)としてカウントする。  
A+B+C+D>200万円... ✕

**パターン④ 同一路線で異なる工種により年度ごとに工事を発注(760万円)**



**【工事1件の考え方】**  
A,B,C,Dは、連続しているが、工種が異なり、工種ごとの間隔が空いているため、A,B,C,Dそれぞれ工事1件としてカウントする。  
A工事<200万円... ○  
B工事<200万円... ○  
C工事<200万円... ○  
D工事<200万円... ○

**【工法の整理】**  
工法が異なる根拠となる機能診断結果と対策工法検討結果についての整理が必要